

伊勢崎市監査委員告示第 3 号

監査結果に係る措置について

平成30年1月18日付伊勢崎市監査委員告示第1号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき伊勢崎市長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成30年3月12日

伊勢崎市監査委員	猪俣	健
同	光山	喜一郎
同	定方	英一

(様式 1)

## 監査結果に係る措置通知書

所属部課名 市民部市民課

No	監査結果 (指摘改善)	措置状況
	<p>戸籍手数料の収納において、請求書の合計金額と納入金額が相違していた。徴収した手数料の金額の相違は、市民の行政に対する信頼を損なうおそれがあることから、再発防止に向けての組織的なチェック体制の再検討を図られたい。</p>	<p>手数料の差額分については、請求者に説明の上、追加で徴収しました。 窓口業務における手数料の確認は、各種証明書の請求受付、作票、審査及び交付の一連の処理において複数人で行っており、手数料の適切な徴収について、あらためて職員への周知を図りました。</p>

\* 監査結果（指摘改善）は、監査結果報告書のとおり記載する。